

株 主 各 位

埼玉県川口市前川 1 丁目 1 番70号

サイバー株式会社

代表取締役社長 飯 塚 剛 司

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日のご出席に代えて書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

書面またはインターネットにより議決権を行使いただく場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県川口市前川 1 丁目 1 番70号 当社3階会議室
3. 目的事項
報告事項 1. 第98期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第98期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第4号議案 | 取締役報酬としてのストックオプションによる報酬条件改定の件 |
- 以 上

【議決権の行使等についてのご案内】

3 頁から 4 頁に記載の「議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saibo.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saibo.co.jp/>) に掲載させていただきます。

＜ご出席される株主様へのお願い＞

新型コロナウイルスの感染防止のため、株主総会にご出席の皆様には、マスク着用およびアルコール消毒液の利用をお願いさせていただきます。また、入館時に検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と認められる方等につきましては、ご出席をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。なお、当日は出席役員および総会スタッフはマスクを着用させていただきますとともに、総会日時点において必要な感染防止策を講じてまいりますので、よろしくお願い致します。

今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saibo.co.jp/>) に掲載させていただきます。

総会ご出席者へのおみやげは昨年度よりご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

当日ご出席されない場合



●郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時40分必着



●「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時40分まで

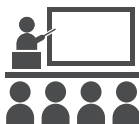


●インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご送信ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時40分まで

当日ご出席される場合



●株主総会への出席

当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会日時 2021年6月29日（火曜日）午前10時開催

※書面による議決権行使とインターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が重複して為された場合は、到着日時を問わず、インターネット（「スマート行使」を含む）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※インターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が複数回為された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使について

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

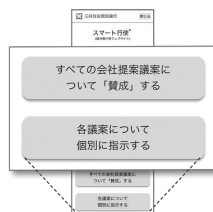


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



②以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが以下のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」をご用意のうえ、アクセスをお願いいたします。

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「初期パスワード」をご入力ください。



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。
「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

(添付書類)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により国内外における移動制限や生産活動の低迷、各種イベントの開催自粛、飲食店・商業施設の営業時間短縮など経済活動の停滞が継続しました。また、海外においても、感染症終息に見通しはたらず、世界経済の先行きは予断を許さない状況にあります。

当社グループにおける事業環境は、繊維事業では各部門において新型コロナウイルス感染症の影響により需要が落ち込み、また営業活動も制限されたことから、大変厳しい状況下での事業活動となりました。不動産活用事業は、大型商業施設「イオンモール川口」の建替・新築の工事が完成間近となり、イオンモール(株)と新たに賃貸借契約を締結しました。一方、既存の賃貸物件である「イオンモール川口前川」や病院施設等からの安定した賃貸収入を維持しており、営業収益の安定化が図られております。

この結果、当連結会計年度の売上高は6,729百万円（前期比11.5%減）となりました。営業利益は729百万円（前期比1.8%増）となり、経常利益は874百万円（前期比22.8%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は587百万円（前期は65百万円の同純損失）となりました。

事業別セグメントの概況は次のとおりであります。なお、事業別セグメントの売上高及び営業利益又は損失は、セグメント間の内部取引消去前の金額であります。

[繊維事業]

マテリアル部は、国内市況が低迷していたところにコロナ禍での衣料品需要の減退の影響が重なり、原糸・生地販売ともに減収減益となりました。

アパレル部は、緊急事態宣言等により百貨店外商の営業自粛やスポーツ関連イベントの中止等となったことが影響し、減収減益となりました。

アウトドア部は、コロナ禍においても三密を避けたレジャーとしてキャンプ関連商品の需要が高まり、増収増益となりました。

刺繍レースを扱うフロリア(株)は、新規販売先との取引が増加したものの、服地及び付属レースの国内需要が減少したことから減収減益となりました。

なお、不採算部門であったメンズカジュアル商品販売は、前期に撤退したことにより、当期の売上高減少の一因となったものの、営業損失の縮小に繋がってお

ります。

この結果、繊維事業の売上高は3,452百万円（前期比21.9%減）となり、営業損失は12百万円（前期は72百万円の営業損失）となりました。

[不動産活用事業]

不動産活用事業は、「イオンモール川口前川」が近隣的大型商業施設に比べ回遊型ショッピングができるというお客様の利便性と近隣住民の生活環境にあった専門店選びが評価されており、さらに埼玉県内の医療体制の充実を目的とした病院等施設を賃貸することにより不動産活用事業は安定した収益基盤を維持しております。なお、「イオンモール川口」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け工事期間を延長しましたが、2021年5月に建替・新築工事が概ね完成し、イオンモール(株)に賃貸することとなりました。また、不足している産婦人科を誘致し地域に貢献するとともに安定収益を維持するため「かわぐちレディースクリニック」の賃貸を、2020年4月に開始しております。

この結果、不動産活用事業の売上高は2,344百万円（前期比3.8%増）、営業利益は690百万円（前期比0.9%減）となりました。

[ゴルフ練習場事業]

埼玉興業(株)が営む川口・黒浜・騎西の各グリーンゴルフ練習場は、新型コロナウイルス感染防止の観点から一時休業を行った影響により大幅な減収となりましたが、7月以降は前年同月程度の水準まで回復してきました。また、SNSを利用したサービスの拡充を図り新規顧客の獲得に努めてまいりました。

この結果、ゴルフ練習場事業の売上高は833百万円（前期比6.8%減）、営業利益は31百万円（前期比60.9%減）となりました。

[その他の事業]

ディアグリーン課の緑化事業は、2021年3月末日をもって終了することを期中に取り決め、営業活動を抑制したため減収となり、営業損失が増加しました。

神根サイボー(株)のインテリア施工事業は、一般住宅施工が増えたことや、大口物件の受注もあり増収増益となりました。

この結果、その他の事業の売上高は615百万円（前期比7.7%増）、営業利益は34百万円（前期比3.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、12,246百万円であります。主なものは、「イオンモール川口」の建設を含む再開発費用が11,983百万円、新たな賃貸施設の建設工事が151百万円、ゴルフ練習場の維持管理工事が75百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は「イオンモール川口」の建設費に充当する目的で長期借入金11,000百万円を調達しました。なお、社債又は新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社は、2021年4月から「3カ年中期経営計画」の2年目を迎えました。その目標は、「繊維事業の黒字化」、安定した収益を生み出す「不動産活用事業のさらなる拡充」、当社グループにおける「その他の事業の収益貢献度の向上」であります。

繊維事業においては、生地・原糸販売は、コロナ禍での需要落ち込みを改善すべく、環境に配慮した商品の開発を推進していきます。またユニフォーム及びキャンプ関連商品の販売では、抗菌素材等の取り扱いを強化させた商品の提供に注力していきます。

不動産活用事業では、埼玉県内に多くの商業施設が点在しているものの、大型商業施設である「イオンモール川口前川」は需要圏内でも最大規模の商業施設であり、人口が密集する住宅地、幹線道路等の近接性に優れており、お客様からも評価されています。このような環境下であっても、競合他社に比べ常に優位性を維持するよう、設備の改修、改善を行い、魅力ある施設の維持に努めてまいります。なお、「イオンモール川口前川」は開業より20年が経過し、現在イオンモール(株)とリニューアル工事を協議しています。また、新しい「イオンモール川口」は2021年5月に建物が完成・引渡しとなり賃貸を開始します。2つの大型商業施設を魅力ある建物として併存させるため、引き続きイオンモール(株)と連携してまいります。

ゴルフ練習場事業は、コロナ禍においても三密を避けられるレジャーとして引き続き需要が見込めることから、SNSを利用した情報発信やクーポン発行、キャッシュレス化の推進等のきめ細かなサービス向上により、既存顧客の定着化や若者、ジュニアの新規利用者の増加を図ってまいります。またゴルフスクールのレッスン回数や時間の細分化、ネット予約を進めることで、より利用しやすい仕組みを整えてまいります。

その他の事業では、インテリア施工事業は、一般施工件数を増加させ事業の安定化を推進します。

以上のような各事業の計画を実現させるため、経営理念の「お客様によるこばれる商品の提供」を事業の基本として、「株主の皆様へ報いる企業価値の向上」への取り組みをさらに推進します。また、「働き方改革関連法」の施行にともない労働時間法制に関する見直しを推進させ、社員が実感できる「魅力ある職場づくり」に取り組んでまいります。

当社グループは、業容の拡充による企業価値の向上を第一義として、社会的責任を全うする観点から内部統制システムを充実させ、企業組織の活性化と社員一人ひとりの法令遵守に意を用いて、内外の信頼と評価をさらに高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第95期 2018年3月期	第96期 2019年3月期	第97期 2020年3月期	第98期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売上高(百万円)	8,311	8,438	7,601	6,729
経常利益(△損失)(百万円)	△118	34	711	874
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円) (△純損失)	△59	△79	△65	587
1株当たり 当期純利益(円) (△純損失)	△4.49	△6.02	△4.94	44.53
総資産(百万円)	27,840	26,290	27,351	39,133
純資産(百万円)	16,536	16,113	15,582	16,611
1株当たり純資産額(円)	1,102.05	1,066.65	1,027.39	1,098.23

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
埼玉興業(株)	30百万円	51.56%	ゴルフ練習場の運営、不動産の賃貸
神根サイボー(株)	10百万円	40.00%	インテリア施工
フロリア(株)	74百万円	100.00%	刺繍レースの製造販売

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
ネッツトヨタ東埼玉(株)	82百万円	36.58% (18.29%)	自動車販売代理店の経営

(注) 議決権比率欄の()内は、間接所有割合であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主 要 製 品 及 び 事 業 内 容
繊維事業	ユニフォーム、スポーツ製品、衣料品、販促商品、レーヨン糸、合繊糸、合繊生地、麻生地、刺繍レースの製造販売、アウトドア関連商品
不動産活用事業	商業施設の賃貸、その他不動産の賃貸、ビルメンテナンス
ゴルフ練習場事業	ゴルフ練習場の運営
その他の事業	ギフト商品の販売、自動給水植木鉢の販売及び観葉植物レンタル業、インテリア施工、自動車販売代理店の経営

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
当社	本社：埼玉県川口市 東京支店：東京都中央区
埼玉興業(株)	本社：埼玉県川口市
神根サイボー(株)	本社：埼玉県川口市
フロリア(株)	本社：東京都中央区 工場：栃木県那須烏山市

(9) 従業員の状況

事業セグメント	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
繊維事業	45名	△8名
不動産活用事業	2名	一名
ゴルフ練習場事業	21名	2名
その他の事業	11名	△3名
全社（共通）	20名	1名
合計	99名	△8名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員20名は含んでおりません。
2. 全社（共通）は、総務及び財務等の管理部門の従業員であります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株式会社埼玉りそな銀行	8,514百万円
株式会社三井住友銀行	5,000百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,022百万円

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 48,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 13,358,114株(自己株式641,886株を除く。) |
| (3) 株主数 | 1,583名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
埼玉不動産株式会社	2,183千株	16.3%
飯塚元一	1,427千株	10.7%
株式会社埼玉りそな銀行	666千株	5.0%
大栄不動産株式会社	664千株	5.0%
むさし証券株式会社	645千株	4.8%
株式会社安藤・間	525千株	3.9%
有限会社エヌ・アイ	500千株	3.7%
株式会社ホテルサイボー	384千株	2.9%
損害保険ジャパン株式会社	374千株	2.8%
大成建設株式会社	351千株	2.6%

(注) 当社は、自己株式641,886株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

	2015年第10回 新株予約権		2016年第11回 新株予約権	
発行決議日	2015年6月26日		2016年6月28日	
区分	取締役(注)1	監査役(注)2	取締役(注)1	社外取締役
保有者数	4名	1名	5名	1名
新株予約権の数	170個	30個	300個	10個
新株予約権の目的となる株式の数	17,000株	3,000株	30,000株	1,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		普通株式	
新株予約権の払込金額	払込を要しない		払込を要しない	
権利行使時1株当たりの行使価額	596円		462円	
権利行使期間	2017年7月28日から 2021年6月26日まで		2018年7月27日から 2022年6月28日まで	
新株予約権の行使の条件	(別記)		(別記)	

	2017年第12回 新株予約権			2018年第13回 新株予約権		
発行決議日	2017年6月28日			2018年6月28日		
区分	取締役 (注)1	社外 取締役	監査役 (注)2	取締役 (注)1	社外 取締役	監査役 (注)2
保有者数	7名	1名	1名	7名	1名	1名
新株予約権の数	310個	10個	30個	310個	10個	30個
新株予約権の目的となる株式の数	31,000株	1,000株	3,000株	31,000株	1,000株	3,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式			普通株式		
新株予約権の払込金額	払込を要しない			払込を要しない		
権利行使時1株当たりの行使価額	506円			506円		
権利行使期間	2019年7月27日から 2023年6月28日まで			2020年7月26日から 2024年6月28日まで		
新株予約権の行使の条件	(別記)			(別記)		

	2019年第14回 新株予約権		2020年第15回 新株予約権	
発 行 決 議 日	2019年 6 月27日		2020年 6 月26日	
区 分	取締役(注)1	社外取締役	取締役(注)1	社外取締役
保 有 者 数	8 名	1 名	9 名	1 名
新 株 予 約 権 の 数	340個	10個	360個	10個
新株予約権の目的となる株式の数	34,000株	1,000株	36,000株	1,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		普通株式	
新株予約権の払込金額	払込を要しない		払込を要しない	
権利行使時1株当たりの行使価額	437円		429円	
権 利 行 使 期 間	2021年 7 月26日から 2025年 6 月27日まで		2022年 7 月28日から 2026年 6 月26日まで	
新株予約権の行使の条件	(別記)		(別記)	

(注)1. 社外取締役分は含まれておりません。

(注)2. 監査役については取締役在任中に付与したものであります。

(別記)

新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役の地位にあることを要する。但し、任期満了により退任した場合その他当社が認めた正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ③ その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約にて定めるものとする。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
付与しておりません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
飯 塚 博 文	取 締 役 会 長	埼玉興業(株)代表取締役社長
飯 塚 剛 司	代表取締役社長	
飯 塚 榮 一	代表取締役専務	繊維事業本部長兼東京支店長
飯 塚 将	常 務 取 締 役	不動産事業本部統括兼不動産開発事業部長
飯 塚 豊	常 務 取 締 役	管理本部統括兼総務部長兼内部統制室長
飯 塚 元 一	取 締 役	埼玉不動産(株)代表取締役社長 (株)ホテルサイボー代表取締役社長
浅 香 祐 司	取 締 役	繊維事業本部マテリアル部長 日宇産業(株)代表取締役会長
米 澤 幸 男	取 締 役	管理本部経理部長 フロリア(株)代表取締役社長
伊 藤 素 典	取 締 役	繊維事業本部アパレル部長
西 原 京 子	取 締 役	
清 水 秀 雄	取 締 役	公認会計士、税理士
村 木 徹	常 勤 監 査 役	(株)ピククルスコーポレーション社外監査役
錦 戸 景 一	監 査 役	弁護士
藤 井 孝 男	監 査 役	

- (注) 1. 西原京子氏及び清水秀雄氏は、社外取締役であります。
2. 村木徹氏及び錦戸景一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役藤井孝男氏は、当社内の経理部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役西原京子氏及び監査役村木徹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 金子康浩氏は、2020年6月26日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
6. 角谷勝彦氏及び浅子正明氏は、2020年6月26日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を取締役会で定めています。当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、「基本報酬」、「株式報酬」及び「役員退職慰労金」で構成する固定報酬を基本的枠組みにしています。「基本報酬」は、各役位の職務に対して毎月固定額を支給する報酬であり、「株式報酬」は、毎年、ストックオプションを付与するもので付与数は役位に応じて決定します。「役員退職慰労金」は、長期的なインセンティブを目的に毎年一定額を引き当て、退任時に一括して支給する報酬です。また、これらの支給割合は、役位・職責、業績を総合的に勘案して設定されます。

取締役報酬の決定方法については、株主総会決議により取締役の報酬等の限度額を決定します。報酬額は、取締役会の授權を受けた代表取締役が、代表権の有無、役職、業績、社会水準等を総合的に勘案し決定します。役員退職慰労金については、「役員退職慰労金規程」に基づき、役位、在任年数等に応じた役員退職慰労金算定基準により決定します。

なお、取締役の個別報酬については、代表取締役の試案に基づき、社外役員が半数以上を占める任意の諮問委員会（指名・報酬諮問委員会）において、十分な審議のうえで、取締役会に答申しています。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が試案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しています。

監査役の報酬は、固定報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度額の範囲内で、各監査役が常勤・非常勤の別、役割、社会水準等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定します。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2019年6月27日であり、決議の内容は、年額報酬額を2億200万円以内（うち社外取締役分は年額300万円以内）及びかかる年額報酬額とは別にストックオプションによる報酬等の額として各事業年度につき200万円以内です。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。また、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役2名）です。

当社の監査役の報酬額に関する株主総会の決議年月日は2008年6月27日であり、決議の内容は、年額報酬額を300万円以内です。また、当該定時株主総会終

結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役4名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役会は、取締役の報酬等の額の決定過程において、各取締役の支給額を代表取締役社長飯塚剛司に一任する議案を決議しています。取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長飯塚剛司が、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ決定します。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したからです。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭 報酬等	退職 慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	187 (11)	177 (11)	1 (0)	9 (0)	12 (2)
監査役 (うち社外監査役)	21 (19)	20 (18)	0 (-)	0 (0)	5 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。また、監査役に対する報酬額は取締役在任中に付与した新株予約権に係る費用であります。
3. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
4. 上記のほか、2020年6月26日開催の定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金の額は、取締役1名 2百万円、監査役2名 1百万円（うち社外監査役2名 1百万円）であります。なお、当事業年度並びに当事業年度以前の事業報告において記載済みの役員退職慰労引当金繰入額を除いております。

⑤ 非金銭報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して新株予約権を付与しております。当該新株予約権の内容及びその付与状況は「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外監査役村木徹氏は、㈱ピククルスコーポレーションの社外監査役であります。なお、社外監査役が兼務する企業と当社の間での取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	出 席 状 況
社外取締役	西原 京子	取締役会12回の全てに出席しております。
社外取締役	清水 秀雄	取締役会12回の全てに出席しております。
社外監査役	村木 徹	就任後開催の取締役会10回の全てに出席し、就任後開催の監査役会11回の全てに出席しております。
社外監査役	錦戸 景一	取締役会12回の全てに出席し、監査役会14回のうち13回に出席しております。

(イ) 取締役会等での発言状況

社外取締役は、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役は、各人の専門的見地からの発言を行うとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(ウ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役西原京子氏は、日産証券㈱の役員に就任していたことから、経営に関する豊富な知識、経験を有しており、当社の独立社外取締役として取締役会の議案・審議等について必要な発言を適宜行い、適切な職務の執行及び役割を果たしていると考えております。

社外取締役清水秀雄氏は、㈱タムロンの独立社外取締役に就任していた経験、並びに公認会計士として財務及び会計に精通して高い見識と幅広い経験を有しております。また、これまでの当社の社外監査役としての経験を踏まえて取締役会での積極的な発言を行い、任意の指名・報酬諮問委員会の委員を務め、独立・公正な立場で経営監督機能を果たしていると考えております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| ① 会計監査人としての報酬等の額 | 36百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の
合計額 | 38百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、収益認識に関する会計基準に係る助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月23日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、直近では2015年4月24日開催の取締役会で一部改定を決議しております。その内容は以下の通りであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役を含む全社員が遵守すべき「コンプライアンス規程」並びに「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」を定め、当該規程において法令等の遵守が経営の最重要課題である旨を明記し、これに基づく具体的な行動準則を規定します。さらに当社は健全な会社経営のため、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応を取ります。
- ② 代表取締役社長直轄の内部統制室において、「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」の浸透を図り、取締役を含む全社員に対して、コンプライアンスに関する研修を原則年1回以上行います。また、「内部監査規程」に基づき、内部統制室が定期的に業務運営の状況を監査し、業務の合法性及び社内規程の遵守状況を確認します。
- ③ 各取締役は、他の取締役の職務の執行に関し、取締役会における十分な審議を通じて適切に監視監督義務を遂行します。
- ④ 監査役は、取締役の職務の執行が法令及び定款その他社内規程に適合するための体制について、取締役が適切に運用、改善しているかについて監視・検証し、必要に応じて助言又は勧告等を行います。
- ⑤ 法令・定款・社内規範等において疑義のある行為については、企業集団の役員等が直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護法に基づく内部通報窓口を内部統制室に設置・運営します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の取締役の業務執行に係る情報を記載、記録した文書、電子媒体等については、「文書管理規程」に基づき適切に保存・管理します。
- ② これらの情報の保存・管理状況については、内部統制室が定期的に確認を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、事業活動に係るリスクについて、各部門で管理するとともに、「リスク管理規程」に基づき代表取締役社長をリスク管理責任者として総合的なリスク管理体制の維持・向上を図ります。
- ② 当社が認識するリスクを適切に管理し危険発生を防止するために「内部監査規程」に基づき内部統制室が定期的に内部監査プログラムを実行し、その監査結果は必要に応じて取締役会に報告します。
- ③ 上記の監査結果に基づき、取締役会は関連する社内規程の整備その他の対応を行い、また、不測の事態が発生した場合に備え、迅速且つ組織的な対応により被害を最小限に抑えるための体制を整えます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会による重要事項の意思決定に基づく業務執行につき、「職務権限規程」に基づき、予め各取締役の権限及び責任の所在並びに執行方法の詳細を明確化し、職務の執行の迅速化及び効率化を図ります。
- ② 各部門の業務執行を監督するため、月1回事業部長会を開催し、事業環境の分析、売上高、利益計画の進捗状況のモニタリング、情報の共有化及び法令等の遵守の徹底を図り、取締役会に付議すべき事項について事前協議ができる体制とします。
- ③ 中期計画（3カ年）及び単年度利益計画の達成度により部門毎に業績を評価する会議を四半期毎に開催し、取締役の職務の執行の効率性向上を促します。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の取締役等及び使用人の業務の適正を確保するため、主管部門としてグループ会社管理課を設置し、子会社の経営に関わる基本事項に関して統括的に管理・指導を行います。
- ② 当該部門は、子会社の取締役等及び使用人の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、「グループ会社管理規程」に基づき、当社への事業内容の定期的な報告及び重要案件についての事前協議の体制を構築します。また、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告される体制を整えます。
- ③ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、効率的で効果的な経営が行われることを確保するために、子会社を含めた企業集団としての中期（3カ年）及び年度事業計画等を定め、その共有を図り推進します。
- ④ 「内部監査規程」に基づき、当社の内部統制室が子会社の取締役等及び使用人の業務の適正性につき定期的な内部監査を実行し、必要に応じてその結果を当社の取締役会に報告します。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて専任又は兼任の補助使用人を置くこととします。
 - ② 当該使用人の任命や異動等については、常勤監査役の同意を必要とし、補助使用人の補助業務に関して取締役の指揮命令を受けないこととします。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 常勤監査役は「会議体規程」に定める重要な会議に出席し、また、必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員から随時報告を求め、業務執行状況の確認を行います。また、「監査役監査基準」に基づき、経営・業績に影響を及ぼす重要事項について、監査役がその都度報告を受ける体制を確保します。
 - ② 上記報告を行った当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を全役職員に周知徹底します。
 - ③ 「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づき、監査方針の策定及び監査役の職務分担等を行い、代表取締役社長との定期的な会合、内部統制室及び会計監査人との定期的な情報交換の機会を確保します。
 - ④ 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いもしくは償還又は負担した債務の債権者に対する弁済等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用又は債務を処理します。
- (8) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 金融商品取引法等に基づく当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切な体制を整えます。
 - ② 財務報告に係る内部統制システムの運用にあたり、「内部統制対応基本計画書」を策定し、その推進体制を明確にするとともに、各部門・組織での自己点検及び内部統制室による独立的なモニタリングを継続的に実施する枠組みを構築します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。※（ ）内は当期の開催頻度

(1) 内部統制システム全般

- ① 当社では、会社法に係る「業務の適正を確保するための体制」及び金融商品取引法に係る「財務報告の信頼性を確保するための体制」の整備・運用に対応するため、毎期、「内部統制対応基本計画書」を策定し、その推進体制を明確にするとともに、当期の方針として重点課題及び改善に取り組んでいます。
- ② 上記の体制を推進する組織として、代表取締役社長を委員長とした「内部統制委員会」を設置し、内部統制の推進に必要な事項の協議、監査結果の報告、改善策の検討、改善状況の報告等を行っています（※3回開催）。

(2) コンプライアンス及びリスク管理体制

- ① 取締役を含む全社員が遵守すべき「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」は、子会社を含む主要な事業所でポスター掲示、グループ社員証への掲載及び規程類の社内イントラネットへの掲載により周知を図っています。
- ② コンプライアンス及びリスク管理に関する研修は、全社員が集まる社内行事で定期的で開催し（※当期はコロナ禍の影響で全社員が集まる社内行事は原則中止し、「働き方改革」に関する法令対応への周知徹底は個別に担当部署が実施している）、法令対応に向けた研修も随時、階層別・事業所別の研修を実施しています。
- ③ 内部通報制度であるヘルプラインは、社内外（社内：内部統制室、社外：顧問弁護士）に対応窓口を設け、不正防止及び早期発見に努めています。通報案件については「ヘルプライン規程」に基づく適正なプロセスで対応しています。

(3) 情報保存管理体制

株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の取締役の業務執行に係る情報を記載・記録した文書は、「文書管理規程」に基づき、内部統制室及び総務部で適切に保存・管理しています。

(4) グループ会社管理体制

当社では、子会社の経営に関わる基本事項に関して統括的に管理・指導を行う部署としてグループ会社管理課を設置し、「グループ会社管理規程」に基づき、事業内容の定期報告及び重要案件の事前協議の体制を構築しています。また、当該部門では、連結子会社連絡会議を四半期毎に開催し（※当期はコロナ禍の影響で開催を中止し、書面による報告とした）、子会社の経営状況並びに事業計画及び実績の進捗管理を行っています。

(5) 取締役の職務執行

- ① 取締役会は、当社の経営管理の意思決定機関として、会社法等が求める専決事項、その他重要事項、経営方針に関する意思決定をするとともに、各取締役の職務執行を監督しています（※12回開催）。
- ② 代表取締役社長は、各部門の業務執行を監督するため、月1回事業部長会を開催し、事業環境の分析、売上高、利益計画の進捗状況のモニタリング、情報の共有化及び法令等の遵守の徹底を図り、取締役に付議すべき事項について事前協議ができる体制を構築しています（※12回開催）。
- ③ 中期計画（3カ年）及び単年度利益計画の達成度により部門毎に業績を評価する会議（SB会議）を四半期毎に開催し、取締役の職務の執行の効率性向上を促しています（※4回開催）。
- ④ 役員の指名・報酬等に係る決定の公平性、客観性及び透明性を向上させるため、取締役会の諮問に応じて、社外役員が半数以上を占める任意の「指名・報酬諮問委員会」を開催し答申することでコーポレートガバナンスの充実を図っています。（※4回開催）

(6) 監査役監査の実効性確保

- ① 監査役会は、監査方針及び職務分担に従い、監査役監査の実施状況の報告及び重要な決裁書類の閲覧等を行い、必要に応じて会計監査人、内部統制室及び当社の役職員に対し説明を求め、情報の共有化を図っています（※14回開催）。
- ② 常勤監査役は、「会議体規程」に定める重要な会議に出席し、事業所及び子会社往査を通じて当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員から随時報告を求め、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により業務執行状況の確認を行っています。
- ③ 監査役（会）は、内部統制室との定期会合（※1回開催）及び会計監査人を含めた合同会合を定期的に開催し（※5回開催）、監査計画、監査結果等の意見交換を行うことで、三様監査の相互連携を図っています。また、監査役会は、代表取締役（※1回開催）及び社外取締役（※2回開催）とも定期的に意見交換を実施し、経営方針の理解に努め、的確な監視・監督機能を発揮しています。
- ④ 監査役の職務を補助する使用人として、内部統制室と兼務する補助使用人を1名選任しており、当該使用人の任命や異動等については、常勤監査役の同意が必要であり、補助使用人の補助業務に関して取締役の指揮命令は受けない旨を「監査役監査基準」等に明記しています。

(7) 内部監査の実施

代表取締役社長直轄の内部統制室（内部監査部門）は、每期、「内部監査計画書」を策定し、内部統制システムの整備・運用状況を中心にモニタリングして監査結果及び是正案については内部統制委員会で報告しています。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2021年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,809,461	流動負債	2,249,312
現金及び預金	1,820,349	支払手形及び買掛金	449,833
受取手形及び売掛金	951,152	短期借入金	50,000
たな卸資産	888,188	1年内返済予定長期借入金	1,100,758
その他	154,738	未払法人税等	119,087
貸倒引当金	△4,968	賞与引当金	51,088
固定資産	35,323,785	役員賞与引当金	6,350
有形固定資産	30,108,537	その他	472,195
建物及び構築物	8,983,896	固定負債	20,272,146
機械装置及び運搬具	3,168	長期借入金	13,649,273
工具器具及び備品	155,608	役員退職慰労引当金	242,242
土地	7,658,811	退職給付に係る負債	195,826
リース資産	107,525	長期預り保証金	5,567,727
建設仮勘定	13,199,526	資産除去債務	361,588
無形固定資産	17,328	その他	255,488
投資その他の資産	5,197,919	負債合計	22,521,458
投資有価証券	4,656,690	(純資産の部)	
繰延税金資産	270,416	株主資本	13,689,193
その他	346,954	資本金	1,402,000
貸倒引当金	△76,142	資本剰余金	874,236
		利益剰余金	11,896,778
		自己株式	△483,820
		その他の包括利益累計額	820,676
		その他有価証券評価差額金	897,509
		繰延ヘッジ損益	△58,136
		退職給付に係る調整累計額	△18,696
		新株予約権	4,861
		非支配株主持分	2,097,056
		純資産合計	16,611,787
資産合計	39,133,246	負債及び純資産合計	39,133,246

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

2020年4月1日から

2021年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		6,729,224
売 上 原 価		4,766,441
売 上 総 利 益		1,962,783
販売費及び一般管理費		1,233,534
営 業 利 益		729,248
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	78,353	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	124,063	
そ の 他	32,125	234,542
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36,539	
固 定 資 産 除 却 損	34,268	
そ の 他	18,554	89,362
経 常 利 益		874,428
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	2,196	2,196
特 別 損 失		
減 損 損 失	48,498	48,498
税金等調整前当期純利益		828,126
法人税、住民税及び事業税	122,767	
法 人 税 等 調 整 額	49,683	172,451
当 期 純 利 益		655,675
非支配株主に帰属する当期純利益		67,911
親会社株主に帰属する当期純利益		587,763

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

2020年4月1日から

2021年3月31日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,402,000	872,299	11,491,892	△489,395	13,276,796
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△182,877		△182,877
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			587,763		587,763
自 己 株 式 の 処 分		1,937		5,574	7,512
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	1,937	404,885	5,574	412,397
当 期 末 残 高	1,402,000	874,236	11,896,778	△483,820	13,689,193

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計			
当 期 首 残 高	350,782	—	△66,078	284,703	6,265	2,014,381	15,582,147
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△182,877
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							587,763
自 己 株 式 の 処 分							7,512
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	546,727	△58,136	47,381	535,972	△1,404	82,674	617,243
当 期 変 動 額 合 計	546,727	△58,136	47,381	535,972	△1,404	82,674	1,029,640
当 期 末 残 高	897,509	△58,136	△18,696	820,676	4,861	2,097,056	16,611,787

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

2021年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,740,106	流 動 負 債	2,050,775
現金及び預金	864,514	支払手形	146,625
受取手形	160,968	買掛金	278,930
売掛金	733,019	短期借入金	50,000
たな卸資産	833,084	1年内返済予定長期借入金	1,043,542
短期貸付金	41,050	未払金	95,412
その他の貸倒引当金	148,364	未払費用	32,074
	△40,895	未払法人税等	110,284
固定資産	31,815,391	賞与引当金	38,335
有形固定資産	27,881,900	その他の他	255,568
建物	7,863,966	固定負債	20,927,202
構築物	332,853	長期借入金	14,412,171
車両及び運搬具	1,805	リース債務	96,860
工具器具及び備品	28,082	退職給付引当金	138,802
土地	6,347,915	役員退職慰労引当金	177,839
リース資産	107,525	長期預り保証金	5,581,312
建設仮勘定	13,199,750	長期前受収益	74,978
無形固定資産	16,230	資産除去債務	361,588
ソフトウェア	16,230	その他の他	83,649
投資その他の資産	3,917,260	負債合計	22,977,977
投資有価証券	3,434,100		
関係会社株式	79,540	(純資産の部)	
出資金	200	株主資本	10,867,089
関係会社長期貸付金	202,345	資本金	1,402,000
破産更生債権等	15,124	資本剰余金	838,189
繰延税金資産	133,483	資本準備金	825,348
その他の貸倒引当金	270,277	その他資本剰余金	12,840
	△217,810	利益剰余金	8,925,098
		利益準備金	266,398
		その他利益剰余金	8,658,700
		固定資産圧縮積立金	93,095
		特別償却準備金	14,147
		別途積立金	7,569,000
		繰越利益剰余金	982,457
		自己株式	△298,197
		評価・換算差額等	705,569
		その他有価証券評価差額金	763,705
		繰延ヘッジ損益	△58,136
		新株予約権	4,861
		純資産合計	11,577,520
資産合計	34,555,497	負債及び純資産合計	34,555,497

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

2020年4月1日から

2021年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
売 上 高	3,410,750	
不 動 産 賃 貸 収 入	2,321,203	5,731,953
売 上 原 価		
売 上 原 価	2,790,096	
不 動 産 賃 貸 費 用	1,107,352	3,897,449
売 上 総 利 益		1,834,504
販売費及び一般管理費		1,137,559
営 業 利 益		696,945
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	79,399	
そ の 他	6,592	85,991
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	44,256	
固 定 資 産 除 却 損	36,897	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	30,931	
そ の 他	9,797	121,882
経 常 利 益		661,053
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	2,196	2,196
特 別 損 失		
減 損 損 失	23,971	23,971
税 引 前 当 期 純 利 益		639,278
法人税、住民税及び事業税	106,843	
法 人 税 等 調 整 額	94,283	201,127
当 期 純 利 益		438,151

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2020年4月1日から

2021年3月31日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	その他資 本剰余金	利 益 準 備 金	その他利 益剰余金		
当 期 首 残 高	1,402,000	825,348	10,903	266,398	8,407,394	△303,772	10,608,272
当 期 変 動 額							
剰余金の配当					△186,845		△186,845
当 期 純 利 益					438,151		438,151
自己株式の処分			1,937			5,574	7,512
株主資本以外の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	1,937	—	251,305	5,574	258,817
当 期 末 残 高	1,402,000	825,348	12,840	266,398	8,658,700	△298,197	10,867,089

(単位：千円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	267,440	—	267,440	6,265	10,881,978
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△186,845
当 期 純 利 益					438,151
自己株式の処分					7,512
株主資本以外の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)	496,265	△58,136	438,129	△1,404	436,725
当期変動額合計	496,265	△58,136	438,129	△1,404	695,542
当 期 末 残 高	763,705	△58,136	705,569	4,861	11,577,520

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	固定資産圧縮 積立金	特 別 償 却 準 備 金	別 積 立 途 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計
当 期 首 残 高	96,515	16,040	7,569,000	725,839	8,407,394
当 期 変 動 額					
剰余金の配当				△186,845	△186,845
当 期 純 利 益				438,151	438,151
固定資産圧縮 積立金の取崩	△3,419			3,419	—
特別償却準備金の取崩		△1,892		1,892	—
当期変動額合計	△3,419	△1,892	—	256,618	251,305
当 期 末 残 高	93,095	14,147	7,569,000	982,457	8,658,700

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

サイボー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 桃 木 秀 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 渡 邊 康 一 郎 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイボー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイボー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年 5 月 17 日

サイボー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 桃 木 秀 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 渡 邊 康 一 郎 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サイボー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

サイボー株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	村	木	徹	印
社外監査役	錦	戸	景	一
監査役	藤	井	孝	男

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第98期の期末配当につきましては、当期の収益の状況と今後の事業展開を勘案して、安定配当の継続を基本として、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円

総額 93,506,798円

(中間配当金1株につき7円を加えた年間配当金は1株につき14円となります。)

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月30日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役飯塚剛司、飯塚将、飯塚豊、飯塚元一、浅香祐司、米澤幸男の6氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、得意とする専門分野における能力・知識・経験・実績を有するとともに、業務全般を把握し活動できるバランス感覚と決断力を有しており、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	飯 塚 剛 司 (1934年7月23日生)	1959年8月 当社入社 1974年5月 当社取締役二次製品次長就任 1984年6月 当社常務取締役就任 1992年7月 当社専務取締役就任 1997年6月 当社代表取締役専務就任 2003年6月 当社代表取締役社長就任（現任）	306,000株
2	飯 塚 将 (1965年5月23日生)	1999年2月 当社入社 2011年7月 当社不動産開発事業部長就任 2013年6月 当社取締役不動産開発事業部長就任 2019年6月 当社常務取締役不動産開発事業部長就任 2020年8月 当社常務取締役不動産事業本部統括兼不動産開発事業部長就任（現任）	22,700株
3	飯 塚 豊 (1965年11月1日生)	1993年3月 当社入社 2011年7月 当社東京支店支店長就任 2013年6月 当社取締役東京支店支店長就任 2014年6月 当社取締役東京支店支店長兼総務部担当就任 2016年12月 当社取締役総務部長兼ギフト事業部長就任 2019年6月 当社常務取締役総務部長兼ギフト事業部長就任 2020年8月 当社常務取締役管理本部統括兼総務部長兼内部統制室長就任（現任）	94,700株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
4	飯塚元一 (1961年5月20日生)	1992年12月 埼玉不動産㈱取締役就任 2001年12月 同社代表取締役専務就任 2007年6月 当社取締役就任（現任） 2011年12月 埼玉不動産㈱代表取締役社長就任 （現任） ＜重要な兼職の状況＞ 埼玉不動産㈱代表取締役社長 ㈱ホテルサイボー代表取締役社長	1,427,150株
5	浅香祐司 (1963年1月20日生)	1985年3月 当社入社 2011年7月 当社繊維事業本部営業第三グループ 部長就任 2016年7月 当社繊維事業本部マテリアル部長就 任 2017年6月 当社取締役繊維事業本部マテリアル 部長就任（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 日宇産業㈱代表取締役会長	1,000株
6	※白田浩二 (1964年12月16日生)	1988年4月 ㈱埼玉銀行（現㈱埼玉りそな銀行） 入行 2008年4月 ㈱埼玉りそな産業協力財団産学連携 推進室長就任 2012年6月 ㈱埼玉りそな銀行大宮支店営業第一 部長就任 2016年4月 同行鳩ヶ谷支店長就任 2020年4月 当社入社 2020年8月 当社管理本部財務部長就任（現任）	1,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※は新任の取締役候補者であります。
3. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者の任期途中で2021年9月に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される米澤幸男氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、当社の業績及び企業価値の向上に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社「役員退職慰労金規程」に基づき、役位、在任年数等に応じた役員退職慰労金算定基準により算定され、事業報告15頁記載の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであることから、本議案の内容は相当であると判断するものであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
まい ざわ さち お 米 澤 幸 男	2019年6月 当社取締役財務部長就任 2020年8月 当社取締役管理本部経理部長就任 現在に至る

第4号議案 取締役報酬としてのストックオプションによる報酬条件改定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年6月27日開催の第96回定時株主総会において、「年額報酬額を2億20百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）及びかかる年額報酬額とは別にストックオプションによる報酬等の額として各事業年度につき20百万円以内」としてご承認をいただき、今日に至っておりますが、これを「年額報酬額を2億20百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）及びかかる年額報酬額とは別にストックオプションによる報酬等の額として各事業年度につき20百万円以内（うち社外取締役分は1百万円以内）」にいたしたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役に対する使用人分給与を含まないものといたしたいと存じます。また、第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役の員数は11名（うち社外取締役2名）となります。

これに加えて、今般の会社法改正に伴い、取締役に対する報酬としての新株予約権の付与については、その具体的な内容につき株主総会の承認を得ることが求められたことから、本総会において、下記に定める新株予約権の内容の承認をお願い申し上げたいと存じます。

本議案にかかる報酬等の額及び新株予約権は、経済情勢の変化等の諸事情を考慮の上、当社の役員報酬等に関する方針を踏まえ、当社取締役と社外取締役の双方に当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した企業価値の持続的な向上を図ることを目的としており、またその額は一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズモデルを用いて算定され、事業報告15頁記載の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであることから、本議案の内容は相当であると判断するものであります。

記

1. 新株予約権の総数

下記3.に定める内容の新株予約権370個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間に発行する新株予約権の数の上限とする。

2. 新株予約権の払込金額

新株予約権発行の取締役会決議においてブラック・ショールズモデルにより算定した公正価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受ける者は、金銭の払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺するものとする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

但し、本総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が

当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

又、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める付与株式数の調整を行う。

尚、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることのできる株式の総数は、当社普通株式37,000株を上限とする。（但し、上記に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた額を上限とする。）

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近日）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とする。（1円未満の端数は切り上げる。）但し、割当日以降、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により行使価額を調整する。尚、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

① 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、算式中「既発行株式数」には当社が保有する普通株式にかかる自己株式の数は含まれない。）

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数}}{1 \text{株当たり時価}} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

③ 上記の他、割当日以降、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日後2年経過日から当該割当日後10年を経過する日までの期間内において当社取締役会において決定した期間とする。

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議による承認を要する。

(6) 新株予約権の取得事由

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が承認された場合、当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案が承認された場合、及び当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案又は株式移転計画承認の議案が承認された場合、当社取締役会が別途定める日に無償で新株予約権を取得することができる。

(7) 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、新設分割計画、株式交換契約、又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から上記(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(4)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得事由
上記(6)に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の処理
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合においては、これを切り捨てる。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 - ① 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
 - ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役の地位にあることを要する。但し、任期満了により退任した場合その他当社が認めた正当な理由がある場合はこの限りではない。
 - ③ 新株予約権者が、当社以外の会社の役職員に就任した場合（書面による事前承認を得た場合を除く。）、新株予約権を喪失する。
 - ④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約の定めるところにより、新株予約権を承継し、その権利を行使することができるものとする。
 - ⑤ 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合には、新株予約権を喪失する。
 - ⑥ その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約にて定めるものとする。

以 上

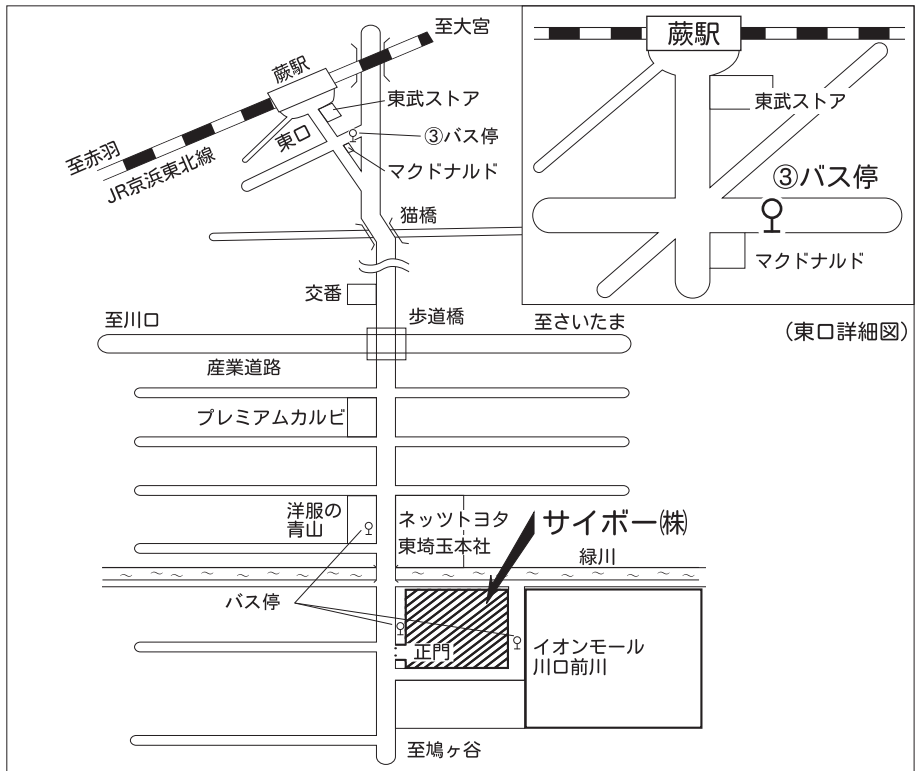
This image shows a full page of blank white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for writing. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県川口市前川1丁目1番70号

サイボー株式会社

当社3階会議室



最寄駅

JR京浜東北線 蕨駅東口下車 約2km

国際興業バス蕨駅東口③バス停

- ・(蕨03) 鳩ヶ谷駅経由 新井宿駅行き
- ・(SC01) イオンモール川口前川行き イオンモール川口前川下車